[資料紹介] 平成十九年度

-九年度 森林管理局移管文書

はじめに

点などは、日本人と森林との精神的な繋がりを示していると言えよう。森として、神社等に付随する森を守り、そこに何かしらの神秘性を感じる界 (精神世界) との接点としても位置付けられてきた。現在でも、鎮守のである一方で、神やもののけなどとも遭遇する、畏怖の対象となる自然世で、森林を恐れ崇めてきた。森は、木材や炭、果実など、物質的な供給源古来より、日本列島に住まう人々は、森林から多くの恩恵をうける一方

の共通認識となっている。全の面からも森林が重要な役割を担っているという意識は、今や国民全体欠かせない存在である。また、昨今の環境意識の高まりに伴って、環境保文化を形成してきた我が国にとって、歴史や文化的事象を語る上で森林は国土の約三分の二を森林が占め、歴史的に森林との深い結びつきの中で

され、作成された資料である。さらに、江戸時代の旧幕領・藩領時代からということもあり、現地において実際に森林管理を行っていく上で必要とされた。この森林管理局からの移管資料は、林業の現場を担う部局である所蔵していた資料を中心に、合計一七五六一点にも及ぶ文書が当館に移管系のような中、平成十九年度移管計画に基づいて、各地の森林管理局が

の林野管理資料も数多く引き継いでいる点も注目される点である。

小宮山

敏

和

的な傾向を提示することで、本資料群の紹介としたい。ことは、筆者の力量、紙幅の関係等も含めて適わないため、資料群の全体小稿では、合計して一七五六一点にも及ぶ本資料群を一々詳述していく

1.移管までの経緯

a.筑波大学・徳川林政史研究所の科研費調査の概要

て移管されているわけではない。

継続的になされている。 継続的になされている。 継続的になされている。 が が が が が が が が が が の が の が の が の が の が の が の が の が の が の の が の が の が の が の が の が の が の が の が の が の の が の が の が の が の が の が の が の が の が の が の が の が の が の が の が の が の に の の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の の に の

b. 共同調査時の調査方法

でも、重要な情報であると考えられるからである。でも、重要な情報であると考えられるからである。とのもあり、先行研究での使用資料と当館所蔵資料との関係を考える上で付与された番号や付箋等が残されている資料があること、また、当館にいて紹介しておきたい。これは本資料中には、共同調査時の整理作業によっここで参考までに、科研での共同調査時に行われた資料整理方法等につ

東北森林管理局調查

封筒の右下に当館のラベルを貼る形で対応している。 た中性紙封筒にて保存された。なお、当館では、この中性紙封筒を利用し、付して目録採取を行っている。また、「筑波大学農村史研究会」銘の入っれていた。その分類を活かす形で、六つの大分類に分けた上、通し番号をまず当管理局のうち、旧秋田営林局関係では、既にある程度分類がなさ

され番号を付されていたもので、既整理を活かす形で六つの分類に分け整資料群は、科研調査において整理されている。こちらも大部分は既に整理次に旧青森営林局関係であるが、大きく二つの資料群からなり、第一の

れている。 は五つの分類に分けられ、一部は『青森県史資料編 近現代四』に採録さたもので、緊急的に青森県史編さんグループによって整理された。こちら理が行われた。一方、第二の資料群は、訪問した際に廃棄を予定されてい

九州森林管理局調查

中部森林管理局調查

当該資料は長野本局に移管された。目録が作成されている。なお、同分局は平成十六年三月末日に廃止され、同管理局のうち名古屋分局の調査は計二回行われ、合計四七九点の資料

る。

され別置されたものについては「補」の記号を新たに付与して整理していは存在しないという。よって、本局の調査では「整」・「別」の番号は活か「整」・「別」などのピンクラベルが張られていたが、それを基にした目録営林局から移されてきたものとされる。以前の資料整理の残滓があり、次に、同管理局本局分について。本局資料は、約四十年前に木曽福島の

5.農林水産省・林野庁・当館の動き

員に対する回答内容が報告されている。 員に対する回答内容が報告されている。 さて、筑波大学・徳川林政史研究所の共同調査、それに伴う平成十九年 さて、筑波大学・徳川林政史研究所の共同調査、それに伴う平成十九年 と、実態調査を行う予定があること、また農林水産省官房文書課長より林 野庁の担当課長に対して、資料廃棄の禁止が指示された旨が報告されてい と、実態調査を行う予定があること、また農林水産省官房文書課長より林 野庁の担当課長に対して、資料廃棄の禁止が指示された旨が報告されてい る。さらに五月八日・同十一日の同省でのヒアリングでは、滝来水産省・林野 ように対応したのであろうか。当館では新聞報道の後、農林水産省・林野 ように対応したのであろうか。当館では新聞報道の後、農林水産省・林野 はどの 四月七日付の新聞報道を受け、農林水産省や林野庁、及び当館の側はどの 四月七日付の新聞報道を受け、農林水産省や林野庁、及び当館の側はどの

書等の保管状況は、ダンボール箱換算で合計三二〇〇箱ほどあること、 答がなされ、各地森林管理局・管理署における歴史資料として重要な公文 決着した。一方で、林野庁本庁からは平成十九年十月付けで、森林管理局・ のうち非現用文書と考えられる半分程度を移管するとして約百万円強の移 内で検討する必要を回答した。その結果、七月十八日に農林水産省より回 省・林野庁からのヒアリングでは、国有林野特別会計の負債が大きく財政 業負担の問題、移管時期の問題等であった。七月四日に行われた農林水産 問題となったのが、各地の森林管理局・管理署からの移送経費の問題と作 森林管理署が保管している国有林関係の歴史資料については、「歴史資料 については、 管費用が発生する旨の試算等が回答されている。この移送経費負担の問題 れに対して当館では、資料の所在情報等の具体的な調査結果を求め、当館 状況が苦しいこと、膨大な文書を扱うことに関する現場の人的コストの問 その後、当館への文書移管に関して協議が行われていくが、協議の中で 移管時期をずらすことは可能なのかといった点が報告されている。 調整の結果、 翌年四月までに農林水産省側が負担することで

> 完了している。 完了している。 この移管計画を決定した。なお、最終的には同年七月末に当館への移管を での移管計画を決定した。なお、最終的には同年七月末に当館への移管を は林政統一以前の昭和二十年までに作成・取得された文書の全部移管、そ は林政統一以前の昭和二十年までに作成・取得された文書の全部移管、そ は林政統一以前の昭和二十年までに作成・取得された文書の全部移管、そ 議決定に基づき、国立公文書館への移管を連やかに進めること、具体的に として重要な公文書等の適切な保存のために必要な措置について」等の閣

2. 資料群の特徴

年代別 (表一)

る。 表一は、森林管理局文書を年代別に分けて点数を表化したものである。 表一は、森林管理局文書を年代別に分けて点数を表化したものである。 また、江戸時代のものに関しては、東北森のものと昭和期のものである。 また、江戸時代のものに関しては、東北森のものと昭和期のものである。 また、江戸時代のものに関しては、東北森あ一を一見してわかるとおり、資料群全体の中心をなしているのは明治期表一を一見してわかるとおり、資料群全体の中心をなしているのは明治期表一は、森林管理局文書を年代別に分けて点数を表化したものである。

う。質量ともに、他の管理局資料を凌駕している。目録上で確認できるも江戸時代に関して特筆すべきは、やはり東北森林管理局移管資料であろでは、時代ごとの大まかな特徴について、少し触れておきたい。

近の本多正信によって裁許された内容を守る旨、

互いに証文を送り合った

和四年 (一六一八) 七月十七日付梅津半右衛門宛内堀伊豆守・桜庭安房守

書付之覚」(正徳五年 (一七一五) 六月三日筆写) に所収されている、

元

ので内容的に最も古いものは、

「秋田南部御境目御論之節御証拠二罷出候

連署状写である。このうち、

の南部家家臣で、これは、

秋田領と南部領の国境争論に関し、 梅津は秋田の佐竹家家臣、

内堀・桜庭は盛岡

徳川家康側

表一年代別											
	北淮	事道	東北	関東	中	部	近畿	中国	四 国	九州	
年代	点	数	点 数	点 数	点	数	点	数	点 数	点 数	点数合計
江戸	0		583	0	38		0		100	53	774
1601~1700年		0	41	0		0		0	0	0	41
1701~1800年		0	59	0		5		0	0	5	69
1801~1868年		0	377	0		21		0	34	42	480
年代不明		0	106	0		12		0	66	6	190
明治	20		2362	46	1685		254		860	1963	7190
1~10年		20	174	0		107		0	78	30	409
11~20年		0	488	0		719		7	271	1538	3023
21~30年		0	398	5		78		58	93	134	766
31~40年		0	616	20		480		86	159	60	1421
41~45年		0	433			88		64	43	32	679
年代不明		0	253	2	_	213		39	216	169	892
大正	94		695	83	564		101		261	213	2011
1~10年		94	267	34		337		67	130	122	1051
11~15年		0	241	36		172		25	81	74	629
年代不明		0	187	13		55		9	50	17	331
昭和	5		525	1415	1729		267		1580	316	5837
1~10年		0	87	62		442		37	198	277	1103
11~20年		0	136	255		598		26	240	5	1260
21~30年		3	62	438		277		85	249	0	1114
31~40年		0	74	261		157		40	225	3	760
41~50年		2	71	81		66		22	306	2	550
51~60年		0	11	6		55		0	116	0	188
61~64年		0	0	2		1		0	16	0	19
年代不明		0	84			133		57	230	29	843
平成	0		0	3	0		0		21	0	24
1~10年		0	0			0		0	18	0	21
11~20年		0	0	0		0		0	0	0	0
年代不明		0	0			0		0	3	0	3
不明	0		180	57	317		26		255	890	1725
合計	119		4345	1604	4333		648		3077	3435	17561
当館作成「亚成	10年	田紋	学計画 ?	なお答理に	(2014)	. 🖽 :	緑上し	1 1/E	17		

山方吟味役として活躍した賀藤景林・景琴の遺した文書を、昭和十年 (一

さらに東北森林管理局分については、賀藤家文書を含む点も重要である。

加藤衛拡氏の紹介にもあるように、秋田藩木

この賀藤家文書については、

森林管理局資料」目録より作成。

もに、「執務ノ参考ト為スハ、最モ意義アルコト」との認識で購入してお よれば、これらの資料が秋田藩における林政上得難き参考資料であるとと 九三五) に秋田営林局が賀藤家から購入したものである。その際の書類に

時に人の一生を超えた長期的視野に立った経営が求められる林業にお

過去の記録の持つ意味を如実に示している事例と言えよう。

いて、

当館作成「平成19年度移管計画 地名は各森林管理局を示す。

もしれない。さらに、東北森林管理局では明治三十四年頃に集中して、 著な傾向を示していることは、 ているのだろう。東北・中部・四国ともに、同様に十年代・三十年代に顕 その後明治三十年代にかけて、文書の大量作成につながっている背景となっ 発布により、施業案を作成し、計画的な林業経営に着手したということも、 による影響が大きいと思われる。 また、同十九年四月の大小林区署官制の 年十月の官林境界調査心得の制定などにともなう官林の境界調査の厳密化 商務省の設置、同十五年三月の官林境界線実測及製図順序の制定、 いという傾向である。この、明治十年代が多いのは、明治十四年四月の農 十年代に作成された文書が最も多く、次に三十年代に作成されたものが多 次に明治期以降について見ていく。まず表一の中で特徴的なのは、 北海道を除く全国的な傾向と見て良いのか 同十七

れている。 て成立したものであろう。 政改革がよく知られていることから、本書も林政改革に伴う資料整理に伴っ 田藩では正徳・宝暦 (一七五一~六四)・文化期 (一八〇四~一八) の林 れており、県庁保管の藩政期の簿冊類を移管した「県庁旧蔵史料」に含ま ものである。 本書は前述のように、正徳年間に筆写されたものであるが、 なお、 本資料と同名の資料が、現在秋田県公文書館に所蔵さ

四七

動向も見逃せない。 は業務改革の一環と考えられるが、こうした森林管理局内での業務改革の治二十四年以前の各種古書類の綴化を行って文書整理を行っている。これ

傾向としても、大正期との差はそれほど感じられない。 実際、 前期にかけても状況的には通底しており、目録上から窺われる移管資料の 基本図、 雰囲気があり、国内森林資源の拡充を急ぐ雰囲気はなかったと言われる。 林業経営に関する業務が安定して運営されている様子が窺われる。 造林事業は大正中期以後停滞気味で、全体的に植民地開発に向かっている が完了し、 料林に関して、大正中期までに全面的な施業案 (御料林は経営案) の編成 ると言えようか。大正期の林業を取り巻く環境としては、内地国有林・ 大正期から昭和戦前期に関しては、 各森林管理局の資料群を見ても、大半は施業案、 森林調査簿・施業・造林基案他、 保続的経営態勢が整っていくという。 全体的に満遍なく資料が遺されてい 施業編成に関わる文書であり、 また、 内地国有林の人工 同施業案説明書 昭和戦

査事業の実態を示す資料として興味深い の指摘もある。 れた資料のうち、 ことが確認できる資料も含まれている。一方で、この調査によって確認さ この調査事業に関する資料をみることができるし、この調査で複写された 資料とするはずであったものが、 行っている。これは精確な資料の調査収集によって林野制度設立のための さて、この大正末から昭和初期にかけて、 再度資料採訪を計画したものという。 編纂刊行を計画し、 林野行政における記録類の重要性を窺わせるとともに、 昭和四十六年段階で三分の一程度しか残存していないと 全国的に林制沿革に関する資料の採訪調査を 関東大震災によって悉く資料を失ったた 今回移管された資料群の中にも、 農林省山林局では 『日本林制

表二 管理部局	引別												
北海道森林管理局		東北森林管理局		関東森林管理局		中部森林管理局		近畿中国 森林管理局		四国森林管理局		九州森林管理局	
管理担当部局	点数	管理担当部局	点数	管理担当部局	点数	管理担当部局	点数	管理担当部局	点数	管理担当部局	点数	管理担当部局	点数
本局	1	本局	1430	本局	1374	本局	4286	本局	648	本局	3076	本局	3432
帯広事務所	114	青森事務所	2466	吾妻森林管理 署	47	関東森林管理 局	47			不明	1	屋久島森林管 理署	2
北見事務所	1	秋田森林管理 署	9	塩那森林管理 署	71							不明	1
函館事務所	1	岩手南部森林 管理署	7	群馬森林管理 署	40								
網走南部森林 管理署	1	置賜森林管理 署	21	伊豆森林管理 署	2								
空知森林管理 署北空知支署	1	米代東部森林 管理署上小阿 仁支署	9	耆	34								
		盛岡森林管理 署	276	日光森林管理 署	36								
		由利森林管理 署	12										
		青森森林管理 署	16										
		岩手南部森林 管理署遠野支 署	41										
		山形森林管理 署	42										
		三陸北部森林 管理署久慈支 署	15										
		不明	1										
合計	119	合計	4345	合計	1604	合計	4333	合計	648	合計	3077	合計	3435
事務所数	4	事務所数	1	事務所数	1	事務所数	1	事務所数	0	事務所数	0	事務所数	0
管理署数(含 支署)	24	管理署数(含 支署)	24	管理署数(含 支署)	20	管理署数(含 支署)	10	管理署数(含 支署)	11	管理署数(含 支署)	6	管理署数(含 支署)	17
管理事務所数	0	管理事務所数	0	管理事務所数	3	管理事務所数	1	管理事務所数	3	管理事務所数	1	管理事務所数	0

当館作成「平成19年度移管計画 森林管理局資料」目録より作成。

| 当時に成って成り年度後官引回 | 林林官廷周貫作引 自録よりに成。 | 下段の事務所数・管理署数・管理事務所数は、当該管理局管内での全数を示す。

文書移管元別 (表二)

同支所、 四国については、森林管理署等からの移管はない。 署等からの移管は少ない。 からの文書移管は今後の課題と言えるだろう。 たので所蔵史料が多く移管数も多いのであろう。一方で、 もともと青森・盛岡にも営林局が置かれ、それぞれ森林管理の中心であっ ではないだろうか。また、 管理局以下のレベルでどのくらいの移管がなされているかがよくわかるの によれば、 廃合の際に、 次に、本資料群の移管元 (直前の管理元) 管理事務所等の移管文書数が多い。 基本的には、 文書の移転も進んでいたとも考えられるが、 本局のものを中心にしており、 北海道と東北については森林管理局以外にも それぞれの管理局の下での事務所・ これは、 別の傾向を見ていこう。 森林管理局や管理署の 東北に関して言えば 中部・近畿中国 その他の森林管理 森林管理署等 管理署等、

文書作成部局別 (表三)

たものである。 後に、本資料群の作成元別に見ていく。 表三は作成部局ごとにまとめ

ている。 では、 わせて考えると、 関係作成の資料が最も多くなっている。 林管理局に対して提出等されたものが中心であると考えられるが、 理署ともに同程度となっており、 局に繋がる大林区署・ ている。 の森林管理局がどのようにして所蔵資料を形成してきたのかが垣間見ら さて、表三によれば、 各森林管理署に繋がる小林区署・ 例えば、東北森林管理局や中部森林管理局では、 さらに、近畿中国森林管理局や四国森林管理局では、 基本的には森林管理局で作成されたか、 営林局作成の資料が多い。 それぞれの森林管理局でその特徴が如 九州森林管理局に至っては、 これらの資料は、 営林署作成の資料の方が多く 方で、 現在の森林管理 作成部署から森 表二の結果を合 関東森林管理局 地方自治体 管理局・ 実に異 それぞ ふなっ なっ

表三 作成部局別													
北海道森林管理局		東北森林管理局		関東森林管理局		中部森林管理局		近畿中国 森林管理局		四国森林管理局		九州森林管理局	
作成部局	点数		点数	作成部局	点数		点数	作成部局	点数	作成部局	点数	作成部局	点数
本局	1	森林管理局関 係(大林区署・ 営林局)	(E2)	森林管理局関 係(大林区署・ 営林局)	400 (49)	森林管理局関 係(大林区署・ 営林局)	(4 CON)	森林管理局関 係(大林区署・ 営林局)		森林管理局関係(大林区署・ 営林局)		森林管理局関 係(大林区署・ 営林局)	608
北見事務所	1	森林管理署関係(小林区署・ 営林署)	(0)	森林管理署関 係(小林区署・ 営林署)	1168 (59)	森林管理署関 係(小林区署・ 営林署)	(256)	森林管理署関 係(小林区署・ 営林署)		森林管理署関係(小林区署・ 営林署)		森林管理署関 係(小林区署・ 営林署)	67
函館事務所	1	地方自治体関 係	228	地方自治体関 係	1	地方自治体関 係	73	地方自治体関 係	0	地方自治体関 係	181	地方自治体関 係	1309
網走南部森林 管理署	1	国関係	148 (11)	国関係	9 (7)	国関係	207 (123)	国関係	1	国関係	106	国関係	6
空知森林管理 署北空知支署	1	個人	327	個人	2	個人	3	個人	0	個人	23	個人	11
作成者記載な し	114	その他	90	その他	3	その他	27	その他	0	その他	19	その他	0
		作成者記載な し	495	作成者記載な し	21	作成者記載な し	615	作成者記載な し	19	作成者記載な し	605	作成者記載な し	1434
合計	119	合計	4345	合計	1604	合計	4333	合計	648	合計	3077	合計	3435

当館作成「平成 19 年度移管計画 森林管理局資料」目録より作成

作成者が都道府県・市町村及びその首長・職員等であるものとした。 地方自治体関係とあるものは、

国関係とあるものは、作成者が国の機関・部局で地方機関ではないもの、またはその職員の作成したものとした。

個人とあるものは、作成者が個人名であるもの、或いは自治体の職員等として名前を記していないと判断したもの。

その他は、作成者情報からは判断がつかないもの。

要があろう。 文書も存在するはずであるので、今後は管理署所蔵の文書も考えていく必る必要がある。また、森林管理局側で作成し、管理署宛に通達等しているれて興味深い。ただし、作成者の記載がないものもの多数あるので留意す

ることができなかった。この点についても今後の課題としたい。 なお、今回は宮内省御料局や帝室林野局等の作成資料等に関しては触れ

おわりに

であろう。

であろう。

であろう。

のではないかと考えている。当館では移管後に当館独自の整理番号を付るのではないかと考えている。当館では移管後に当館独自の整理番号を付るのではないかと考えている。当館では移管後に当館独自の整理番号を付るのではないかと考えている。当館では移管後に当館独自の整理番号を付る不都合があるが、その点の克服も今後考えていかなければならない課題もするため、従来からの整理番号やそれに基づく目録等が活用しにくくなるのではないかと考えている。当館移管以前になされた、全体的な傾向を提示できるように努めた。また、当館移管以前になされた、全体的な傾向を提示できるように努めた。また、当館移管以前になされた、小稿では、資料紹介という性格上、あまり内容に踏み込むことはせずに、小稿では、資料紹介という性格上、あまり内容に踏み込むことはせずに、

を活用していただければ幸いである。 本稿によって、多くの方々が本資料群に関心を持ち、より一層、本資料

註

(1)森林管理局は、林野庁の地方支分部局であり、全国を北海道・東北・関東・白、現在に至っている。森林管理局・森林管理署へと再編成の一年(一九九九)、従来の営林局・営林署が森林管理局・森林管理署へと再編成の年(一九九九)、従来の営林局・営林署が森林管理局・森林管理署の歴史は古く、明治十二年(一九九九)、従来の営林局・営林署が高い、され、さらに、平成十二年(一九九九)、従来の営林局・営林署が高い、全国を出っている部局である。森林管理局・森林管理署の歴史は古く、明治十二年(一九九九)、従来の営林局・営林署が森林管理局・森林管理署へと再編成され、現在に至っている。

館にて閲覧申請等の手続きをする必要がある。(2)現在、当館つくば分館に所蔵されている。閲覧利用する場合には、つくば分

(3)研究代表加藤衛拡『東北中山間地域の歴史的展開に関する基礎的研究 森林(3)研究代表加藤衛拡『東北中山間地域の歴史的展開に関する基礎的研究 系統の記録」『林政史研究所研究紀要』(以下『林政史紀要』と略) 四〇、二〇史料調査の全記録」『林政史紀要』(以下『林政史紀要』と略) 四〇、二〇史料調査の全記録」『林政史紀要』の元。 同「国有林史料の把握を中心として」。 科学研究費補助金 (基盤でお)研究代表加藤衛拡『東北中山間地域の歴史的展開に関する基礎的研究、森林のでは、両氏の調査報告によっている。

統一した。 (4)参考文献上では「史料」と表記しているものもあるが、本稿では「資料」で

(5)詳細については、徳川林政史研究所 HP(http://www.tokugawa.or.jp/insti

tute/)参照

- (6)前掲、加藤衛拡『東北中山間地域の歴史的展開に関する基礎的研究』
- (7)前掲、太田尚宏「調査報告 九州森林管理局所蔵史料調査の記録 (一)」
- (8)前掲、太田尚宏「中部森林管理局所蔵史料調査の記録」
- (9)加藤衛拡「国有林史料の保存経緯と所在調査」『林政史紀要』四二、二〇〇八。
- (10)請求番号 平一九農水一○五九二 (以下、平~農水~とあるものは請求番号を
- (11)秋田県公文書館所蔵、正徳四年作成、整理番号:県A 四
- (12)秋田市編『秋田市史 第三巻』秋田市、二〇〇三。
- 歴史・文化・生活。第二巻 清文堂、二〇〇八。 史料調査から」長谷川成一監修・浪川健治・佐々木馨編『北方社会史の視座(13)加藤衛拡「秋田藩木山方吟味役・賀藤景林家文書の発見 東北森林管理局の
- 関する書類」(平一九農水一〇六八九)(4)昭和十年、秋田営林局作成「秋田藩材政に関する賀藤景林父子の旧記買上に
- (15)林業発達史調査会編『日本林業発達史』上巻』林野庁、一九六〇。
- 立及盗誤伐文書」(平一九農水一一〇六一)など(16)明治三十四年三月十三日、秋田大林区署作成「明治十九年以前古書類綴 植
- 編』、『農林水産省百年史』刊行会、一九八〇。(17)農林水産省百年史編纂委員会編『農林水産省百年史 中巻 大正・昭和戦前
- (18)農林省編『日本林制史資料』(朝陽会、一九三〇) 緒言による。
- め出張に関する件」(平一九農水二四四八五)など水二四五〇一)、大正十四年六月二十日中津営林局作成「林政沿革資料調査の為(19)例えば、熊本営林局作成「(府内藩林政沿革資料調査関係書類綴)」(平一九農
- 館と財団法人徳川黎明会徳川林政史研究所等に所蔵され、これを元にしたマイ(2)「日本林制史資料」 作成のため収集された謄写資料等は、現在、東京大学図書

(21)前掲、徳川林政史研究所編『日本林制史調査資料 総目録』序元帳 (唐内坂村外四拾七ヶ村)」(平一九農水一一五六六)など多数ある。史研究所編『日本林制史調査資料 総目録』(雄松堂出版、一九七一)であり、中研究所編『日本林制史調査資料 総目録』(雄松堂出版、一九七一)であり、クロフィルムも公刊されている。なお、所収資料については目録が刊行されてクロフィルムも公刊されている。なお、所収資料については目録が刊行されて

(公文書専門員)